

令和8年度第1回千葉市入札適正化・苦情検討委員会 議事録

- 1 日 時 令和8年8月25日（火） 午前10時00分～午前11時50分
- 2 場 所 千葉市役所高層棟6階 入札室2
- 3 出席者 （委 員）
水間委員長、川村委員、富田委員、望月委員、横山委員
（事務局）
川並資産経営部長、久保契約課長、吉野技術管理課長、墨谷契約課長補佐、
能登山契約第一班主査

4 議 題

- （1）入札・契約制度
- （2）報告事項
ア 令和8年度の入札・契約制度の改正
イ 指名停止状況
- （3）審議事項
各入札方式における契約手続の審議（8件）

5 議事の概要

- （1）委員長の選任について
委員の互選の結果、水間委員に決定。
- （2）委員長の職務代理者について
水間委員長の提案により、委員長に事故があるときは、直近の委員会で抽出委員だった委員がその職務を代理することに決定。
- （3）入札・契約制度について
事務局から、令和8年度の入札・契約制度及び入札実施状況について説明後、質疑応答。
- （4）令和8年度の入札・契約制度の改正、指名停止状況について
事務局から、令和8年度の入札・契約制度の改正内容、令和7年4月から令和8年3月までの指名停止状況について報告後、質疑応答。
- （5）各入札方式における契約手続の審議について
川村委員から、抽出工事8件の抽出理由を説明。
- 1 制限付一般競争入札「中央浄化センター水処理施設撤去外工事」
 - 2 制限付一般競争入札「千葉市立越智中学校内外部改修工事」
 - 3 制限付一般競争入札「千葉市立轟町中学校外3校体育館冷暖房電気設備工事」
 - 4 制限付一般競争入札「高洲1号線外舗装改良工事（7－1）」
 - 5 指名競争入札「中央浄化センター暫定雨水滞水池設備工事」
 - 6 指名競争入札「幕張新都心若葉住宅地区小学校（仮称）プール新築ろ過設備工事」
 - 7 指名競争入札「千葉市立打瀬小学校消火設備改修工事」

8 随 意 契 約「幕張メッセ連絡デッキエスカレーター改修工事（美8－1）」
事務局から入札方式ごとに各工事を説明後、委員会で審議。

- （6）次回の審議対象抽出委員について
水間委員長の指名により、望月委員に決定。

6 会議経過（発言の要約）

（1）入札・契約制度について

○水間委員長 早速ですが、令和8年度第1回千葉市入札適正化・苦情検討委員会の議題に入ります。事務局から、入札・契約制度について、説明をお願いします。

○墨谷契約課長補佐 （入札・契約制度について説明）

質疑・応答

○水間委員長 ただいまの説明について、何かご質問等ございますか。
無いようですので、次に事務局から、報告事項について説明をお願いします。

（2）令和8年度の入札・契約制度の改正、指名停止状況について

○墨谷契約課長補佐 （入札・契約制度の改正、指名停止状況について説明）

質疑・応答

○水間委員長 ただいまの説明について、何かご質問等ございますか。
無いようですので、次に議題となっています各入札方式における契約手続の審議に入らせていただきます。

（3）各入札方式における契約手続の審議について

○水間委員長 今回の案件の抽出者であります川村委員から、抽出理由の説明をお願いします。
それでは川村委員、よろしくお願いします。

○川村委員 資料3を使って説明させていただきます。
2ページ目をご覧ください。

今回は、令和8年1月1日から6月30日までに執行した制限付一般競争入札140件、指名競争入札12件、随意契約2件を合わせた154件の契約案件の中から、審議対象案件を8件抽出しました。

発注工事の特徴については、次の3ページ目に示されているとおりです。

これらの発注工事の特徴を踏まえ、5ページ以降に示されている発注工事の一覧の中から抽出しております。それでは、4ページ目をご覧ください。

案件1ですが、入札方法は制限付一般競争入札、工事名「中央浄化センター水処理施設撤去外工事」、業種は土木です。

抽出理由は、制限付一般競争入札方式で執行し、JVで、再発注、申請者少数であるためです。

○水間委員長 それでは、事務局から案件1について、説明をお願いします。

○墨谷契約課長補佐 (案件1についての発注経過を説明)

質疑・応答

○水間委員長 案件1について、何かご質問等ございますか。

○川村委員 1回目の発注で、申請者がいなかった理由は何だと考えていますか。

○久保契約課長 1回目の発注で、申請者がいなかった理由についてですが、本工事は、土木以外の複数工種を含む工事で、それぞれの工種の施工管理を行うことができる技術者が必要ですが、その確保が難しいと判断し、事業者から敬遠された可能性があると考えております。

また、本工事は、下水処理に関わるコンクリート構造物の撤去、新設であったことから、代表構成員、その他の構成員ともに、市内土木事業者で、施工実績も同じ工事内容を求めて発注しましたが、想定していた最大見込者数が、6JVと比較的少なく、参加申請のため、各事業者が、代表構成員に求められる最新の総合評定値や施工実績の確認などで申請期間中に結成相手を見つけて合意を得ることが難しかったことなども原因と考えております。

○川村委員 再発注で見直した内容は何ですか。

○久保契約課長 設計見直しの内容ですが、2回目の発注では、令和7年6月単価を9月

単価に変更し、工期を510日間から460日間に変更しております。また、関連工事との調整により管布設工を本工事に追加しました。3回目の発注では、令和7年9月単価を11月単価に変更し、工期を460日間から令和9年3月5日までに変更しております。

なお、2回目の発注から、関連工事との調整の結果、管布設工の割合が大きくなったことから、その他の構成員の実績要件を「開削工法による下水道管渠工事の施工実績」に変更しております。また、地区区分についても代表構成員、その他の構成員ともに市内事業者としておりましたが、最初の発注で参加申請がなかったことを考慮し、2回目の発注から、代表構成員の地区区分を準市内事業者まで拡大しました。

○川 村 委 員 2回目の設計図書の不備による入札中止により、3回目が数か月遅れとなっています。不備が数日で修正できる軽微な内容の場合、入札中止・再度入札に替えて、一時中断・更正して再開継続するなど省力化できないのでしょうか。

○吉野技術管理長 設計図書の公開後、誤り、誤謬などがあった場合の対応についてですが、誤りなど修正した結果、入札参加資格要件に変更がなく、予定価格に大きな変動がない場合は、「現場説明書及び現場説明に対する質問回答書」又は「数量確認書に対する回答書」の公開時に訂正内容を正誤表にて明示することで、入札手続きを継続できることとしておりますが、訂正内容を公開した時点で、すでに入札が開始されている場合などは、入札参加の公平性に影響があるため、入札を中止し再発注しております。今後は、公平性、透明性の確保を条件に速やかに再発注ができるよう検討して参ります。なお、本工事の3回目の発注については、公告日が12月下旬となり、開札までの日程を検討したところ、年末、年始をはさむため、参加事業者に必要な積算期間などを与えるため、落札までの期間が長くなっております。

○水 間 委 員 長 他に何かご質問等ございますか。

設計図書に不備があった際、質問回答書の公開前に不備があることが判明した場合については、入札が継続できるという理解でよろしいでしょうか。

○久保契約課長 設計図書に関する質問への回答を公開するまでに誤りが判明し、質問への回答と合わせて訂正できる場合は、入札を継続します。

ただし、近年では、本来であれば入札者は質問締切日までに質問を提出するところ、質問に対する回答を公表した後においても、新たに質問をさ

れるケースがあり、それにより不備が発覚する事例が発生しております。

このような場合は、正式に回答ができず設計図書の不備を訂正することができないことから、入札を中止しています。

○横 山 委 員 本工事は、最初の契約予定時期から大幅に遅れて契約していますが、工期の確保や工事の施工可能時期の観点から、何か問題はないのでしょうか。それとも、このように遅れる可能性を考慮して、最初の発注時期を決めているのでしょうか。

○久保契約課長 本工事は処理場における工事であり、供用しながらの作業が求められます。渇水期と比較して、出水期は処理する水量が増えるため、作業効率が落ち、より多くの施工日数を要しますが、入札不調により契約日が遅れたものの、それに伴い出水期を含む期間も少なくなっておりますので、工期を短縮することが可能であり、結果として著しく大きな影響はないと考えております。

○水間委員長 他に何かご質問等ございますか。
無いようですので、続きまして案件2について、川村委員から抽出理由の説明をお願いします。

○川 村 委 員 入札方法は制限付一般競争入札、工事名は「千葉市立越智中学校内外部改修工事」、業種は建築です。
抽出理由は、総合評価落札方式（特別簡易型）による制限付一般競争入札方式で執行し、低入札調査対象で、入札金額が高い業者が低い業者を逆転した案件であるためです。

○水間委員長 それでは、事務局から案件2について、説明をお願いします。

○墨谷契約課長補佐 （案件2についての発注経過を説明）

質疑・応答

○水間委員長 案件2について、何かご質問等ございますか。

○川 村 委 員 入札価格が高い会社が逆転して落札するケースはどの程度あるのでしょうか。

○久保契約課長 総合評価落札方式での価格の逆転による落札の状況ですが、今年度は、6月末現在で、25件の契約のうち、逆転での落札は6件、発生率は24.0%で、業種は、建築工事3件、管工事2件、舗装工事1件でございます。

令和7年度は、契約数117件のうち、逆転での落札は22件、発生率は18.8%で、業種は、造園工事8件、建築工事5件、舗装工事4件、土木工事2件、管工事2件、防水工事1件でした。

令和6年度は、契約数91件のうち逆転での落札は18件、発生率は19.8%で、業種は、土木工事9件、舗装工事4件、造園工事3件、建築工事1件、とび土工工事1件でした。

これまでの傾向から、土木、舗装は、逆転が多い業種と認識しております。

総合評価落札方式による逆転での落札は、配置技術者の実績や資格取得状況、指名停止の有無など、企業の施工能力を評価する項目で、点数に差が出たため、価格以外の要素での評価点で、競争性が働いている結果と考えております。

○川村委員 本案件は低入札価格調査対象ですが、このような入札は多いのでしょうか。調査対象者が書類提出する割合、さらに落札者となるのはどれほどなのでしょうか。

○久保契約課長 低入札価格調査の状況ですが、今年度は、6月末現在で、総合評価落札方式での契約数25件、そのうち低入札価格調査の対象が7件、発生率は28.0%となっておりますが、応札者から調査に必要な書類の提出がなく、審査及び落札に至ったものではありません。

令和7年度は、総合評価落札方式での契約件数117件、うち低入札価格調査の対象が27件、発生率は23.1%で、そのうち低入札価格調査の書類提出があったものが9件、発生率は33.3%でした。書類提出があった業種は、建築工事7件、舗装工事2件で、そのうち建築工事2件は審査の結果、落札決定しております。

令和6年度は、総合評価落札方式での契約件数92件、うち低入札価格調査の対象が16件、発生率は17.3%で、そのうち低入札価格調査の書類提出があったものが3件、発生率は18.8%でした。書類提出があった業種は、とび土工工事2件、解体工事1件で、そのうちとび土工工事1件、解体工事1件は審査の結果、落札決定しております。

○川村委員 行き過ぎた低価格での入札は、資材価格の高騰分を吸収するために労務費が圧縮される要因となり得ることから、入札金額が低いほど評価値が高

くなる現行の評価方法については改めるべきではないでしょうか。

○吉野技術管理長 行き過ぎた低価格での入札とならないよう、調査基準価格を設定し、これを下回る入札があった場合には、積算内訳書の内容を調査する低入札価格調査により、適正な履行の確保やダンピング受注とならないか審査しております。

また、総合評価落札方式の評価値は、国に準拠し「評価値＝技術評価点÷入札価格」で算出され、価格と技術のバランスを客観的に見られる除算方式を採用しておりますが、現在、国で実施している「今後の総合評価落札方式の検討」において、調査基準価格に入札が集中していると示されていることから、動向を注視してまいります。

○水間委員長 他に何かご質問等ございますか。

無いようですので、続きまして案件3について、川村委員から抽出理由の説明をお願いします。

○川村委員 入札方法は制限付一般競争入札、工事名は「千葉市立轟町中学校外3校体育館冷暖房電気設備工事」、業種は電気です。

抽出理由は、総合評価落札方式（特別簡易型）による制限付一般競争入札で執行し、再度入札を行い、申請者少数、1者入札で、落札率の高い案件であるためです。

○水間委員長 それでは、事務局から案件3について、説明をお願いします。

○墨谷契約課長補佐 （案件3についての発注経過を説明）

質疑・応答

○水間委員長 案件3について、何かご質問等ございますか。

○川村委員 入札参加者数はどの程度を想定していましたか。

○久保契約課長 本工事の入札参加想定業者についてですが、市内に本店を有し、電気工事の等級Aに登録のある事業者で、最大で33者の参加を想定しておりました。

○川村委員 高落札率となった理由は何だと考えていますか。

○久保契約課長 落札率についてですが、入札参加者が公開された仕様書などを参考に積算を行い、応札した結果と考えております。

○川村委員 本案件に限らず、今回の抽出対象となっている、体育館の冷暖房設備工事に関連した電気設備工事の多くは1者入札となっていますが、その理由は何だと考えているのでしょうか。

○久保契約課長 1者入札についてですが、小・中学校における体育館の冷暖房電気設備工事は、冷暖房設備へ電源を供給するための工事であり、一般的な建築物における電気設備工事で、特殊性はなく、高度な技術力を要する工事ではないものと考えております。

その中で応札者が1者だったことについては、本工事と同じ入札参加資格要件の電気工事を、本工事を含め10件、同時に発注しており、参加資格を有する電気事業者が、配置できる技術者の状況などを勘案し、入札参加について検討した結果と考えております。また、各電気事業者が、本市以外の他の自治体の発注予定なども見ながら入札参加について検討をしていることも要因と思われます。

○水間委員長 他に何かご質問等ございますか。

○川村委員 空調設備工事は、複数の入札がある場合が多いのと比較して、電気設備工事は全体的にあまり入札者が多くない印象がありましたので質問いたしました。

○水間委員長 本工事は、再度入札を2回行い、初回の入札から約1,400万円程度価格を下げて落札しています。この再積算の期間は、どの程度あるのでしょうか。

○久保契約課長 初回の開札日から、再度入札2回目の入札書提出の締切日までは、約1週間の期間があります。

再度入札1回目の入札書提出の締切日までは約2日間ですので、各入札のために、概ね2日間程度の積算期間があります。

○水間委員長 また、1者入札が多い理由として、本工事を含め10件を同時に発注していたことが挙げられましたが、市内の入札参加可能な事業者数と比較すると、入札参加する案件が分散してしまう件数であると思います。個人的

な意見となってしまうかもしれませんが、応札者を増やすため、発注の間隔を広げることにはできないのだろうか、と感じております。

○久保契約課長 電気設備10件の発注は、供給過多なのではないかというご意見をいただきましたが、学校の体育館の冷暖房設備に関する電気設備工事は、電気工事に加えて、空調設備の機器を設置する管工事、建物の内装などを改修する建築工事の2件が同時に発注される場合が多いです。これらを含めて発注担当部門で、発注時期や、複数校を集約して発注する場合の組み合わせなどを、多角的に検討した上で発注していると聞いております。

ただいま委員長からいただいた意見は、都市局等の関係部署に伝え、発注ロットの設定についてさらなる工夫を促していきたいと考えています。

○水間委員長 他に何かご質問等ございますか。

無いようですので、続きまして案件4について、川村委員から抽出理由の説明をお願いします。

○川村委員 入札方法は制限付一般競争入札、工事名は「高洲1号線外舗装改良工事」、業種は舗装です。

抽出理由は、再発注、申請者多数で、同値抽選を行った案件であるためです。

○水間委員長 それでは、事務局から案件4について、説明をお願いします。

○墨谷契約課長補佐 (案件4についての発注経過を説明)

質疑・応答

○水間委員長 案件4について、何かご質問等ございますか。

○川村委員 再発注で見直した内容は何ですか。

○久保契約課長 再発注で見直した内容についてですが、施工箇所を再確認し、車道部分の舗装の老朽化が著しく、段差や亀裂などが生じていたことから、部分的な舗装の補修から、全面補修に変更しました。それに伴い、主な工事内容がアスファルト舗装工事となり、業種を塗装工事から舗装工事に変更しております。また、単価についても、令和7年9月単価から、12月単価に改定しております。

○川 村 委 員 1 回目の発注は総合評価落札方式で入札を執行していますが、2 回目の発注では総合評価落札方式の対象としなかったのはなぜでしょうか。

○久保契約課長 2 回目の発注で総合評価落札方式としなかったことについてですが、工事内容に、車椅子への対応を目的として、歩道の切下げ部の段差補修を含んでいたことや、事前に千葉県警察本部及び、所轄警察署と工事に伴う交通規制について、令和 7 年度末までに、実施することで調整が済み、速やかに工事に着手し、早期に完成させるため、公告から落札決定までに時間を要する総合評価落札方式を取りやめ、再発注しました。

○川 村 委 員 今回は、年度末までに完成させる必要があることから総合評価落札方式を適用しなかったとのことですが、舗装工事のように、くじによる落札者決定が生じやすい案件にこそ、施工能力や技術力において有利な者を落札者とする総合評価落札方式を適用すべきだと思いますがいかがでしょうか。

○吉野技術管理長 設計金額 3, 5 0 0 万円以上の一般競争入札による工事は、全ての業種で総合評価落札方式を適用しております。

なお、昨年 1 0 月からは、設計金額 3, 5 0 0 万円未満の規模の小さな工事においても、「土木」、「舗装」、「電気」の 3 業種を対象に、総合評価落札方式が適用できるよう、試行で新たな型式を設定し、工事を抽出のうえ、実施しております。

○水 間 委 員 長 他に何かご質問等ございますか。

設計金額 3, 5 0 0 万円以上は原則総合評価落札方式で執行するところ、本工事は設計金額 9, 0 0 0 万円以上であるものの、工事内容や交通規制の時期の関係から総合評価落札方式の対象としなかったとのことですが、通常的一般競争入札と総合評価落札方式では、入札手続に要する期間にどの程度の差があるのでしょうか。

○久保契約課長 本工事の設計金額では、通常的一般競争入札ですと総合評価落札方式の場合と比較して、開札日が概ね 2 週間早くなります。

○水 間 委 員 長 他に何かご質問等ございますか。

無いようですので、続きまして案件 5 について、川村委員から抽出理由の説明をお願いします。

○川 村 委 員 入札方法は指名競争入札、工事名は「中央浄化センター暫定雨水滞水池設備工事」、業種は電気です。

抽出理由は、再発注で、予定価格事前公表の指名競争入札で執行した大手対象案件で、1者入札、落札率の高い案件であるためです。

○水 間 委 員 長 それでは、事務局から案件5について、説明をお願いします。

○墨谷契約課長補佐 (案件5についての発注経過を説明)

質疑・応答

○水 間 委 員 長 案件5について、何かご質問等ございますか。

○川 村 委 員 それぞれの発注時に、見直した内容は何でしょうか。

○久保契約課長 見直した内容についてですが、施工内容は初回の発注から変更はありませんが、単価の適用月は、最新のものに改定しております。

また、3回目の発注では、機器費の見積りを最新のものに変更するとともに、工期を420日から390日に変更しております。

4回目の発注においても、機器費の見積りを取り直し、工期を390日から令和9年3月18日に変更しております。

○川 村 委 員 1～3回目の発注で、応札者がいなかった理由をどのように考えているのでしょうか。

○久保契約課長 応札者がいなかった理由ですが、辞退理由で最も多かったのが「技術者の確保が困難」で、最初の発注では21者、2回目の発注では33者、3回目の発注では27者でした。

また、このほかに「会社の都合による辞退」や「採算が合わないため」などの理由もあり、これらの辞退理由を総合的に勘案すると、各事業者が、受注状況や技術者の配置状況、経営判断など、様々な要素を踏まえて判断した結果、本工事の応札を見送ったものと考えております。

また、電気設備と機械設備を一体とすることで、発注ロットを大きくしたため、電気設備と機械設備の双方に対応できる技術者を確保する必要が生じ、施工体制の構築が難しいと判断し、辞退した事業者もあると考えております。

○川 村 委 員 下水道プラント関連工事は、常に入札参加者が少数であることや、昨今の技術者不足を考慮し、発注ロットを大きくできるよう、複数の浄化センターの工事を一括して発注することを前提とした長期的な事業計画を策定する考えはないのでしょうか。

○久保契約課長 発注ロットの大型化についてですが、下水道プラント設備工事は、設備のリスク評価による優先順位や事業費の平準化などを考慮して策定した「千葉市下水道ストックマネジメント計画」に基づき実施しておりますが、今後、策定予定の計画では、発注ロットの大型化も考慮した内容を検討していくと聞いております。

○水間委員長 他に何かご質問等ございますか。
無いようですので、続きまして案件6について、川村委員から抽出理由の説明をお願いします。

○川 村 委 員 入札方法は指名競争入札、工事名は「幕張新都心若葉住宅地区小学校（仮称）プール新築ろ過設備工事」、業種は管です。
抽出理由は、再発注で、予定価格事前公表の指名競争入札で執行し、同値抽選を行った案件であるためです。

○水間委員長 それでは、事務局から案件6について、説明をお願いします。

○墨谷契約課長補佐 （案件6についての発注経過を説明）

質疑・応答

○水間委員長 案件6について、何かご質問等ございますか。

○川 村 委 員 それぞれの発注時に、見直した内容は何でしょうか。

○久保契約課長 見直しの内容についてですが、単価の適用月を最新のものに改定しました。

2回目の発注では、機器費の見積りを取り直し、工期を570日から513日に変更しました。

3回目の発注では、学校の開校スケジュールに影響がないよう、工事内容を見直し、グラウンド散水設備工事のうち、グラウンドに埋設する配管などの工事については、先行して発注し、施工中の校舎新築工事に設計変

更で対応することとし、電気設備については、別途、電気工事として発注しました。この見直しに伴い、工期を５１３日から３２３日に変更しました。

４回目の発注では、機器費の見積りを再度、取り直しました。

○川 村 委 員 ２～３回目の発注で、全者が辞退または未入札であった理由は何だと考えていますか。

○久保契約課長 全者が辞退または、未入札だったことについては、２回目の発注での辞退理由の内訳は、「技術者の確保が困難」が１４者、「作業員の確保が困難」が７者、「採算が合わない」が３者、「会社都合」が６者、「手持ち工事が多いため」が３者となっております。これらの辞退理由に加え、本工事の工期が、５１３日間だったことを踏まえると、事業者の多くが、技術者や作業員の確保が困難と判断したものと考えております。

３回目の発注では、参加者は１者でしたが、入札書の提出がなく、入札不調となりました。

入札書を提出しなかった理由はわかりませんが、本工事の開札日時点での同種工事の発注状況や技術者の状況など、事業者が判断した結果と考えております。

○川 村 委 員 指名競争でくじ引きになることはよくあるのでしょうか。傾向はあるのでしょうか。入札執行方法や、価格帯、業種などにより相違があるのでしょうか。

○久保契約課長 指名競争入札では予定価格を事前公表していることから、積算能力が高い事業者の場合、公開している算出方法に基づき、最低制限価格を算出することは、比較的容易であると思われ、本工事と同種の管工事においても、複数の参加者が、最低制限価格と同じ価格で入札し「くじ引き」になることもあります。

「くじ引き」の発生率は業種や入札執行方法により異なり、建築工事、管工事では、指名競争入札で「くじ引き」が多く、土木工事、舗装工事では、一般競争入札で「くじ引き」が多く発生しております。これは、土木工事、舗装工事は積算基準が一般に公開されており、見積徴取した設計単価及び歩掛を公開していることから、積算能力のある事業者であれば、最低制限価格の算出が比較的容易であるもとと考えております。

最後に、価格帯については、設計金額３，５００万円以上の案件の場合、一般競争入札では、原則、総合評価落札方式で執行するため、設計金額３，

500万円未満の案件よりも、「くじ引き」による落札決定は少ない傾向にあります。

○水間委員長 他に何かご質問等ございますか。
無いようですので、続きまして案件7について、川村委員から抽出理由の説明をお願いします。

○川村委員 入札方法は指名競争入札、工事名は「千葉市立打瀬小学校消火設備改修工」、業種は消防施設です。
抽出理由は、再発注で、予定価格事前公表の指名競争入札で執行し、落札率の高い案件であるためです。

○水間委員長 それでは、事務局から案件7について、説明をお願いします。

○墨谷契約課長補佐 (案件7についての発注経過を説明)

質疑・応答

○水間委員長 案件7について、何かご質問等ございますか。

○川村委員 1回目の発注で、全者が辞退または未入札であった理由は何でしょうか。

○久保契約課長 1回目の発注で全者が辞退または、未入札だった理由ですが、本工事は屋外消火栓設備を全面的に改修する一般的な消防施設工事で、施工方法や施工場所などに、特殊な要件などはなく、常に高い施工能力が求められる工事ではないと考えております。その中で全者が辞退または、未入札だったことについては、参加申請した各事業者が、工事概要や設計図書などから施工条件や技術的難易度、各事業者の手持ち工事の状況や技術者の配置などを勘案し、判断した結果と考えております。

○川村委員 再発注で見直した内容は何でしょうか。

○久保契約課長 再発注で見直した内容についてですが、単価を令和7年12月単価から令和8年4月単価に改定しております。なお、施工内容や工期の変更はありませんでした。

○水間委員長 他に何かご質問等ございますか。

本工事は当初の発注が令和7年度末、次の発注が令和8年度となっており、早急な改修工事が必要であるにもかかわらず、発注時期が遅い印象がありますが、その理由は何でしょうか。

○久保契約課長 発注の時期については推測になりますが、当初の発注は、翌年度の消防設備の定期点検までに、改修工事を完了できるよう発注したのではないかと考えています。また、令和7年度から令和8年度での間で、入札参加資格者名簿を新しい名簿に更新する時期であったことから、令和7年度末に工事の発注を行うことができなかった時期があり、再発注が令和8年度に入ってからとなってしまったのではないかと考えております。

○水間委員長 他に何かご質問等ございますか。
無いようですので、続きまして案件8について、川村委員から抽出理由の説明をお願いします。

○川村委員 入札方法は随意契約、工事名は「幕張メッセ連絡デッキエスカレーター改修工事（美8－1）」、業種は機械器具です。
抽出理由は、一者随契で執行し、落札率の高い案件であるためです。

○水間委員長 それでは、事務局から案件8について、説明をお願いします。

○墨谷契約課長補佐 （案件8についての発注経過を説明）

質疑・応答

○水間委員長 案件8について、何かご質問等ございますか。

○川村委員 既設エスカレーターメーカー以外では機器が納まらないことは、どのように確認したのでしょうか。

○久保契約課長 機器の確認についてですが、既設のエスカレーターメーカーを含む主要メーカー5者にヒアリングを行ったところ、既存のトラフフレームを残して新たな機器を設置する改修工事が施工可能のメーカーは、既設のエスカレーターを設置したメーカーだけであることを確認しております。

○川村委員 一者随意契約による工事件数は年間何件くらいあるのでしょうか。随意契約理由は全て地方自治法施行令第167条の2号第1項第2号に該当す

るものでしょうか。

○久保契約課長 初めに、一者随意契約の件数についてですが、今年度は6月末時点で、一者随意契約の件数は2件で、業種はいずれも機械器具となっております。

令和7年度の一者随意契約の件数は7件で、業種は機械器具が4件、電気通信が3件となっております。

令和6年度の一者随意契約の件数は6件で、業種は機械器具が4件、電気通信が1件、電気工事が1件となっております。

次に、令和6年度から今年度6月末までの間に、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号以外の一者随意契約の状況ですが、令和6年度に電気工事で1件、適用した工事がありました。これは、電気工事施工中の施設において、追加の電気工事が発生し、現在、施工中の受注者に追加工事で履行させた場合、工期の短縮、経費の削減に加え、適切な施工を確保するうえで有利になるとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を根拠に一者随意契約しました。

なお、このほかの一者随意契約については、この審議案件と同じで、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用しており、既存の部材、機器との連携が必要なもの又は、機器の寸法に制限のあるものなどで、全て「特殊な技術、機器又は、設備などを必要とする建設工事で、特定の者と契約を締結しなければ、契約の目的を達することができない」ものでございます。

○水間委員長 他に何かご質問等ございますか。

無いようでしたら、以上で各入札方式における契約手続の審議を終わらせていただきます。

○久保契約課長 本日は長時間にわたり慎重な審議をありがとうございました。次回は、令和8年11月に開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以 上

問い合わせ先 千葉市財政局資産経営部契約課

TEL 043(245)5088

FAX 043(245)5536